

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入の廃止	
税 目	法人税（法人税法第 3 5 条、法人税法施行令第 7 2 条、第 7 2 条の 2、第 1 5 5 条の 2）	
要 望 の 内 容	<p>租税回避の防止に留意しつつ、政府全体として代替財源が確保されることを前提に、特殊支配同族会社とその業務主宰役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除相当部分を法人段階において損金不算入とする措置（以下「オーナー課税」という。）を早期に廃止する。</p>	
	減収見込額 （平年度）	6 0 0 億円程度 （ - ）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

オーナー課税の廃止は、中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であって、多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るために行うもの。

(2) 施策の必要性

オーナー課税については、中小企業に過大な負担を生じさせること、実質的な一人会社とは言えない中小企業にまで広範に適用が及び中小企業の活性化を阻害する要因となっていること、我が国の租税体系における整合性という点において問題があること、法人課税上の新たな不公平を生じさせるおそれのある制度となっていること等、様々な指摘がなされている。

これらを踏まえ、租税回避の防止に留意しつつ、政府全体として代替財源が確保されることを前提に、オーナー課税を早期に廃止することが必要である。

(3) 要望の措置の妥当性

租税回避の防止に留意しつつ、政府全体として代替財源が確保されることを前提に、オーナー課税を早期に廃止することは、実質的な一人会社とは言えない中小企業にまで広範に適用が及んでいる等の状況を是正すること等の妥当な措置である。

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	4. 中小企業・地域経済産業政策 22 経営安定・取引の適正化
	政策の達成目標	中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特になし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	特になし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	【本制度により納税額が増加した法人数等】 適用除外基準（基準所得金額）：1600万円 法人数：9.3万社 税額：672億円 （備考）平成19年度分の会社標本調査のデータを基にした推計 （出典：平成21年度第3回税制調査会資料（法人課税））
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		